



Title	欧州拷問等防止条約における「拷問」等概念の展開(3・完) -欧州拷問等防止委員会の実行から-
Author(s)	里見, 佳香
Citation	国際公共政策研究. 2005, 10(1), p. 217-233
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/11074
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

欧州拷問等防止条約における「拷問」等概念の展開（3・完） — 欧州拷問等防止委員会の実行から —

The Concepts of Torture and Other Ill-Treatment under
 European Convention for the Prevention of Torture
 and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment (3)

里見佳香*

Yoshika SATOMI*

Abstract

What is "torture" and "inhuman" or "degrading" treatment or punishment? This is remains an unanswered question in international law. This article approaches the question by examining the activities of the European Committee for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment (CPT) which was established under the European Convention for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment.

This paper is the last part of this article and deals with the definition and the function of "ill-treatment".

キーワード：欧州拷問等防止委員会、欧州人権裁判所、拷問、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰（ID）、虐待

Keywords：European Committee for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment(CPT), European Court of Human Rights(ECtHR), torture, inhuman or degrading treatment or punishment (ID), ill-treatment

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程

3-3 「虐待」

「虐待」の様相

欧州拷問等防止条約条文に「虐待」¹⁾という文言はないが、CPTは、「虐待」という用語を特に考慮している。即ち、2002年度までの委員会の個別報告書にはすべて「虐待」という項目が設けられ、これが検討されている。CPTは、訪問先の拘禁施設における被自由剥奪者の「虐待」の申立てについて、当該事項が「虐待」に該当するか否かの判断を行ってきた。CPTが「拷問」を含むすべての「身体的虐待」の証拠を発見した場所は特に警察留置場に多く、CPTの訪問した締約国のおよそ5分の2の割合でそのような「身体的虐待」が認定されている²⁾。

他方、個別報告書中に散見される「虐待の苛烈な形態又は拷問」³⁾等の表現や、「申立てられた虐待の苛烈さの程度 (severity) は拷問に達し得る」⁴⁾等の記述がなされていることから、「虐待」概念と「拷問」又は「ID」概念の間には一定の区分がなされていることが予想される。筆者は各概念の位置関係にある程度明らかにすることが出来ると推定するので、これを検証する。

本節ではさらに、CPTが報告書中において、なぜ欧州拷問等防止条約の条文に規定のない「虐待」という用語を頻繁に使用し、又、本用語に対し広範な意味づけを行っているのかという疑問に対する考察も行う。はじめに「虐待」の具体的な言及例を詳述する。

(1) 「苛烈な虐待」

個別報告書にみられる「虐待」に関する記述の中でも、「苛烈な虐待」⁵⁾という用語は、「拷問」という用語に通常併記される点において特徴的である⁶⁾。「苛烈な虐待」は、「虐待」と同様、欧州拷問等防止条約の規定に存しないが、CPTはこの用語をほぼすべての報告書

* 本稿の本文並びに註に引用する文献及び資料の略記方法は、紙幅の節約のため、拙稿「欧州拷問等防止条約における拷問等概念の展開(1)・(2)」『国際公共政策研究』第9巻第1号・第2号(いずれも2004年)で示したものをを用いる。

1) "ill-treatment"又は場合によっては"abuse"がこれに該当する。

2) 本稿の対象期間(拙稿(1)、121頁参照)における割合である。

3) See, for example, CE, *Report on the visit to Spain by the CPT from 10 to 22 April 1994*, CPT/Inf (96) 9 [EN] (Part 2), para. 16.

4) See, for example, CE, *Report on the visit to Georgia by the CPT from 6 to 18 May 2001*, CPT/Inf (2002) 14, para. 20, *Report on the visit to Ukraine by the CPT from 8 to 24 February 1998*, CPT/Inf (2002) 19, para. 20.

5) 原文は "severe ill-treatment".

6) See, for example, CE, *Report on the visit to Bulgaria by the CPT from 25 April to 7 May 1999*, CPT/Inf (2002) 1, para. 14, *Report on the visit to Spain by the CPT from 1 to 12 April 1991*, CPT/Inf (96) 9 [EN] (Part 1), para. 18.

において表記していることから、本用語を何らかの意図をもって用いていることが推定できる。Evans及びMorganは、この「苛烈な虐待」が、「拷問」の婉曲な言い換えの表現であるのか、又は「虐待」の範囲をある程度限定したものであって、正式な性格付けをすることなく、広範な「虐待」行為概念のうちその程度が非常に「苛烈な」ものを比喩的に表現する用語として使用している用語であるのかは明確でないと述べている⁷⁾。

この「苛烈な虐待」に関しては、筆者はEvans及びMorganと同じ見解をとる。即ち、本用語がCPTにより特に使用されているにもかかわらず、その記述に際しては「拷問」に併記される確率が非常に高いという事実からみて、「苛烈な虐待」が示す「苛烈さ」の程度とは、「拷問」を構成すると判断された事例の「苛烈さ」の程度に一致するか又は近似するものであり、2つの用語間には非常に微妙な何らかの要因に起因する差異が存在すると⁸⁾。つまり、「苛烈な」虐待とは、当該虐待が「潜在的には拷問として判断される可能性をもち」⁹⁾つつも、文脈上証拠上等の、直接「拷問」と表現することを阻害する何らかの他の要因が存在する場合に使用するために、その他の「虐待」とは区別したものとして、CPTが特に設定した用語である。しかしながら、「苛烈な虐待」単独の明確な認定例が存しない以上、現在の時点においては、「拷問」と「苛烈な虐待」との間の具体的な差異を明らかにすることはできない。

なお、欧州人権裁判所の判例法には、現在のところ「苛烈な虐待」という特定の概念が存在しているようにはみられない。即ち、「苛烈な虐待」概念は、「虐待」概念を補足するために実際上の要請に基づいて使用されるものであるから、本用語は司法的な判断を行わないCPT独自の表現であると考えられる。

(2) 身体的虐待

CPTは、逮捕時、退去強制執行時及び必要的な身体の抑制等に伴う必要最小限度の強制力の行使を認めており、これを超過した過度の強制力の行使は、身体的な「虐待」であるとみなされる¹⁰⁾。CPTのいう「虐待」には、看守等の公務員による被自由剥奪者に対する暴力

7) Malcolm D. Evans and Rod Morgan, *Preventing Torture - A Study of the European Convention for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment*, Clarendon Press Oxford, 1998, p. 233.

8) R. Morgan and M. D. Evans, *Combating Torture in Europe*, The Stationery Office Books, 2001, p. 60.

9) *Ibid.*

10) See, CE, *Report on the visit to Slovenia by the CPT from 16 to 27 September 2001*, CPT/Inf (2002) 36, para. 54, *7th General Report on the CPT's activities*, CPT/Inf (97) 10 [EN], 1997. para. 36, *Report on the visit to Hungary by the CPT from 1 to 14 November 1994*, CPT/Inf (96) 5 [EN] (Part 1), para. 23.

行為のみならず、被自由剥奪者間の暴力行為¹¹⁾及び、被自由剥奪者の自殺を含む自傷行為¹²⁾も含まれる。身体的虐待の基本的な様相は、平手打ち、殴打、蹴り等であり、ほぼすべての個別報告書にこのような虐待に関する記述がある。「身体的虐待」への言及事例を見る限りにおいては、「虐待」を認定するためには、一般的に、見せしめのため又は供述若しくは情報を引き出すためといった目的の存在が要請される¹³⁾。

(3) 心理的虐待

CPTは、被自由剥奪者の身体に直接危害を与える身体的虐待と、直接身体を破壊することなく、被自由剥奪者に精神的な打撃を与えることを目的とした心理的虐待とを区別している。委員会は後者を認定する際に、当該虐待行為の心理的な性格について特に言及している。心理的虐待の一例には、尋問中の被抑留者に対して目隠しをする措置がある¹⁴⁾。これについては、第12次一般年次報告書に、「拘禁施設における抑留又は尋問の過程において被抑留者が目隠しをされることは、身体的虐待の事実が認められなくとも、『抑圧的行為 (oppressive conduct)』に相当し、かかる者に対するそのような措置の効果はしばしば心理的虐待に達する」との記述がある¹⁵⁾。当該措置は被害者が加害者を特定し得なくするという実際の利点をもつが、「抑圧的行為」という表現から、CPTがこの他にも、目隠しが被抑留者の精神を不安にさせ、恐怖に陥れるという心理的效果をもつ点を考慮していることが分かる¹⁶⁾。

この他に申し立てられた心理的虐待の例には、未決監の収容中に被自由剥奪者本人又はその家族を何らかの攻撃の標的にすると脅迫すること¹⁷⁾や、開放と引き換えに警察の情報屋になるように強要する等の不適切な提案の提示¹⁸⁾、暴言や大声を出す行為、特に女性の被抑留者に対して性的な暴言を浴びせること¹⁹⁾、机を叩く等の脅迫的な行為²⁰⁾等があり、主に非抑

11) CE, *Report on the visit to Portugal by the CPT from 20 to 24 October 1996*, CPT/Inf (98) 1 [EN], para. 11.

12) CE, *Report on the visit to Iceland by the CPT from 29 March to 6 April 1998*, CPT/Inf (99) 1 [EN], para. 45.

13) See, for example, CE, *Report on the visit to Ukraine by the CPT from 10 to 26 September 2000*, CPT/Inf (2002) 23, para. 18.

14) 尋問中に被抑留者に対して目隠しが行われた事例については以下のものを参照。See, CE, *Report on the visit to Spain by the CPT from 17 to 18 January 1997*, CPT/Inf (2000) 3 [EN], para. 11-12, *Report on the visit to Spain by the CPT from 10 to 14 June 1994*, CPT/Inf (96) 9 [EN] (Part 3), para. 15.

15) CE, *12th General Report on the CPT's activities*, CPT/Inf (2002) 15, 2002, para. 38.

16) See also, CE, *Report on the visit to Cyprus by the CPT from 2 to 9 November 1992*, CPT/Inf (97) 5 [EN] (Part 1), para. 16.

17) CE, *Report on the visit to United Kingdom by the CPT from 29 November to 8 December 1999*, CPT/Inf (2001) 6, para. 32.

18) *Ibid.*

19) CE, *Report on the visit to United Kingdom by the CPT from 20 to 29 July 1993*, CPT/Inf (94) 17 [EN], para. 34.

20) *Ibid.*

留者の尋問の過程においてみられ、行為の主体は官憲である。

一方、尋問を行う部屋の調度から生じる「威圧的な雰囲気」に対して心理的虐待が判断された事例がある²¹⁾。問題となったトルコの複数のテロ対策局（Anti-Terror Department at the Police Headquarters）の尋問室は、壁一面が黒色に塗られており、被抑留者は、その狭く防音処置が施されるなどした「不吉な雰囲気」²²⁾場所で、スポットライトを直接当てられながら尋問を受けた形跡が認められた。CPTはこのような状況下における尋問が「心理的な虐待であると表現するしかない」と述べている²³⁾。本件は被抑留者に対する言動等の直接の接触行為がなくとも心理的虐待が認定された点において特徴的である。

（４）その他の虐待表現

拘禁施設訪問の過程で遭遇した様々な虐待行為に対する委員会の反応を示す表現は、「虐待」に限られない。例を挙げると、個別報告書では、「受容れ難い取扱い（"unacceptable treatment"、又は単に "not acceptable" のように熟語として明確に示されないことがある）」という表現がしばしば使用されている。「受け入れ難い」取扱いとされた事例には、スロヴァキアの青少年再教育センター（the Re-education Home）において、攻撃的な又は酩酊状態にある未成年者を「落ち着かせる」ために、彼らに対し3-10分間冷水を放射する "Scottish shower" と呼ばれる行為を行った例²⁴⁾や、特別房の受刑者が冷水を放射された例²⁵⁾、受刑者が刑務所職員から平手打ちや暴言等を受けた例²⁶⁾並びに留置場の収容期間及び過密状態に関してこれが言及された例²⁷⁾がある。

一方、「許容し得ない」取扱い（"inadmissible treatment"、又は単に "inadmissible" のように熟語として明確に示されないことがある）²⁸⁾、「粗暴な」取扱い（"rough treatment"、又は単に "treated roughly" のように熟語として明確に示されないことがある）²⁹⁾といった

21) CE, *Report on the visit to Turkey by the CPT from 2 to 14 September 2001*, CPT/Inf (2002) 8, para. 24.

22) *Ibid.*

23) *Ibid.*

24) CE, *Report on the visit to Slovakia by the CPT from 25 June to 7 July 1995*, CPT/Inf (97) 2 [EN], para. 153.

25) CE, *Report on the visit to Germany by the CPT from 8 to 20 December 1991*, CPT/Inf (93) 13 [EN], para. 66.

26) CE, *Report on the visit to Greece by the CPT from 23 September to 5 October 2001*, CPT/Inf (2002)31, para. 58.

27) CE, *Report on the visit to Netherlands by the CPT from 26 June to 2 July 1994*, CPT/Inf (96) 27 [EN] (Part 1), para. 30.

28) See, for example, CE, *Report on the visit to Norway by the CPT from 27 June to 6 July 1993*, CPT/Inf (94) 11 [EN], para. 132.

29) See, for example, CE, *Report on the visit to Netherlands by the CPT from 17 to 26 February (the Kingdom) and from 17 to 24 February (the Netherlands Antilles) 2002*, CPT/Inf (2002) 30, para. 9, *Report on the visit to United Kingdom by the CPT from 20 to 29 July 1993*, CPT/Inf (94) 17 [EN], para. 29, *Report on the visit to Cyprus by the CPT from 2 to 9 November 1992*, CPT/Inf (97) 5 [EN] (Part 1), para.

他の様々な表現も報告書中にみられることがある。「許容し得ない」取扱いについては、例えば逮捕時において被抑留者が職杖で殴打されたこと等が「完全に許容し得ない (totally inadmissible)」と記された例がある³⁰⁾。「粗暴な」取扱いは、警察留置場及び刑務所の双方で行われた殴打、平手打ち、職杖による殴打等の直接的な身体的虐待行為を表現する際にしばしばみとめられる³¹⁾。「粗暴な」取扱いには、被自由剥奪者の身体を押して転倒させる行為といった、一般的に述べて「虐待」と表現されるものよりもより軽い形態の行為も含まれる³²⁾。

個別報告書に表れる頻度の差はあるが、概して、「受容れ難い」取扱い、「許容し得ない」取扱い、「粗暴な」取扱い等に関する記述は詳細さに欠け、またその表現方法も一様でない。従って断定することができないが、上に挙げた個別報告書の記述から推測するに、これらの表現は基本的に、いずれも「拷問」等の用語をもって認定するには満たない程度の、広い意味における「虐待」の一形態を指す用語であると考えられよう。そして、このうち「粗暴な」取扱いは、身体検査の際に男性器を強く掴む行為など、特に直接的な身体的虐待行為を表す場合に特化して使用されている³³⁾。又、「受容れ難い」取扱いは、その表現のもたらす雰囲気から、客観的な「状態の苛烈さ」を判断するためにあるというよりもむしろ、CPTの主観的な嫌悪感及び拒否の姿勢を表すために使用される性質があるようである。「受容れ難い」取扱いとはほぼ同様に、「許容し得ない」取扱いも、当該事項に対する委員会の抵抗感及び拒絶感を示すために、「虐待」等の他の用語よりもより主観的な性格をもつ用語として使用されていることが考えられる。

つまり、これらの用語は、「拷問」、「ID」又は「虐待」程には厳格には適用されていないが、報告書に複数回出現していることから、CPTが特定の意図をもって使用していることが推定される用語群である。但し、「拷問」等に比較して適用例が未だ少数であることから、上記の表現が筆者の想定するように使い分けられているのか、それともただ慣用句的に用いられたにすぎないのかということは未だ明確になっていない。今後の実行の集積が待たれよう。

14. 尚、未成年受刑者を独房監禁に近い状態におく措置について「身体的及び精神的完全性を損なう」という表現がなされた例もあるが、本稿の対象期間中一例のみであるので本稿では特に採り上げない。

30) CE, *Report on the visit to Hungary by the CPT from 1 to 14 November 1994*, CPT/Inf (96) 5 [EN] (Part 1), para. 24.

31) See also, CE, *Report on the visit to Portugal by the CPT from 19 to 30 April 1999*, CPT/Inf (2001) 12, paras. 43 and 125, *Report on the visit to Malta by the CPT from 1 to 9 July 1990*, CPT/Inf (92) 5 [EN], para. 68.

32) *United Kingdom 1993*, op. cit.

33) CE, *Report on the visit to Poland by the CPT from 8 to 19 May 2000*, CPT/Inf (2002) 9, paras. 12 and 14.

考察及び結論

欧州人権裁判所は、「虐待」を、「欧州人権条約３条の理解のうち、苛烈さの程度の最も低いものと意味づけられなければならない」としている³⁴⁾。そして、そのような「苛烈さ」の程度は、問題となった事柄の存続期間や被害者への身体的及び心理的影響の程度、場合によっては被害者の性別、年齢及び健康状態等の全ての状況を考慮して決せられる³⁵⁾。この欧州人権裁判所の示した基準をふまえて、CPTの想定する「虐待」概念を考えることにする。

CPTは、個別報告書中の「拷問」及び「非人道的な取扱い又は刑罰」の双方の項目において、「虐待」という用語を幅広く使用している。そして、個別報告書におけるそのような表記の形態からみて、一般的には、「虐待」とされた行為の苛烈さは、「拷問」及びIDの認定に伴って要求される苛烈さよりも低い程度のものを指すように思われる。即ち「虐待」は、欧州人権裁判所の判例法と同様に、基本的には欧州拷問等防止条約１条に規定されるすべての用語³⁶⁾の下部に位置する概念として性格付けられる用語である。これは欧州人権裁判所の判例法にならうというCPTの基本的な理念からも明らかであろう。

但し、「苛烈な虐待」の概念のみは、他の「虐待」からは区別されており、「苛烈な虐待」が示す状態の苛烈さは「拷問」と類似するか又は同じ程度にある。従って、CPTの適用する「虐待」一般が包含する領域は非常に幅広いことになる。

次に、「虐待」の構成要件を考える。複数の個別報告書において「これらの措置は、CPTの見解によると虐待に達する」とする表現がみられるところから、すべての「不足のある行為」が「虐待」であると認められる訳ではない³⁷⁾。一例を挙げると、1997年のノルウェー訪問において、CPTは、特定の未決囚が手紙及び接見の監視（"kontroll"）³⁸⁾又は禁止（"forbud"）³⁹⁾措置を受けているという事実があったにもかかわらず、当該措置が「虐待」にあたるとは明示しなかった⁴⁰⁾。一方、1993年の同国訪問の際には、CPTは同様の措置について「心理的虐待」を認定している⁴¹⁾。1993年時と異なる点としては、1997年の訪問時には、

34) ECtHR, *Peers v. Greece*, Judgment of 19 April 2001, No. 28524/95, para. 67. *Ireland v. United Kingdom*, *op. cit.*, para. 162等に同旨。

35) *Supra* n. 34, *Peers v. Greece*, para. 67.

36) 「拷問」、「非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」。

37) 例えば、精神療養施設の収容者を治療上の正当性なく身体を拘束した状態で長期間留め置く措置は、CPTの見解によると、「虐待に達する」。CE, *Report on the visit to Norway by the CPT from 13 to 23 September 1999*, CPT/Inf (2000) 15 [EN], para. 55.

38) CE, *Report on the visit to Norway by the CPT from 17 to 21 March 1997*, CPT/Inf (97) 11 [EN], para. 22.

39) *Ibid.*

40) *Ibid.*, paras. 22-24.

41) CE, *Report on the visit to Norway by the CPT from 27 June to 6 July 1993*, CPT/Inf (94) 11 [EN], paras. 13 and 132. 尚、1993年の訪問時における "kontroll" は、手紙や接見等を監視すると脅迫することであると表記がある。

未決囚の新聞の閲覧及びテレビ・ラジオの視聴が禁止又は制限されていなかったという事実が挙げられる⁴²⁾。一概には比較できないものの、この事例からは、CPTが、これら許可措置のもつ重要性や利益と、不許可措置の及ぼす不利益について比較衡量を行った結果、1997年時の状況が「虐待」に達する程度には至らないと判断したことも推定できる。即ち、「虐待」とは、被自由剥奪者の取扱いの中でも、特に正当性の認められない苦痛を伴う取扱いであると委員会が判断した事例について認定されるものであり、「虐待」の判断にあたっては他の諸要素との比較衡量を含め、これらの程度が考慮される。

さらに、前出の通り、「虐待」概念は、しばしば「苛烈な」、「許容し得ない」、「受容れ難い」取扱い等として様々に表現される。各用語の適用に伴う必要条件の提示等の正式な区分はこれまでになされておらず、これらの用語の使用は、基本的に個別の文脈における虐待の「苛烈さ」及びその独自の性格に照らして判断されていることが考えられる。これらの虐待行為の「苛烈さ」の程度の判断は、CPTが独自に行っているものであるが、委員会の訪問団がこれらを判断する際には「CPT基準」等の詳細な尺度が用いられている⁴³⁾。認定事例をみる限りにおいては、現在のところ、委員会の判断する「虐待」の基準は、概して異論のない程度に収まるものであるといえよう。

これまでの委員会の実行を集約すると、CPTのいう「虐待」とは、基本的に、「被自由剥奪者自身により行われるものであるか又は官憲により行われるものであるかを問わず、又、身体的なものであるか心理的なものであるかも問わず、目的性をもって、故意に被自由剥奪者の身体及び精神を傷つける行為のうち、一般人の感覚で考えて苛烈さの程度の低いもの」を指す行為であると言い得るであろう⁴⁴⁾。CPTは、この「虐待」一般を、「拷問又はID等と判断されていない状態の不適当な取扱い又は刑罰」と広範に位置付けることで、意図的にID又は「拷問」等の認定を行わない状態を創出していると考ええる。このようなアプローチには、欧州拷問等防止条約の適用対象である「自由を奪われた者」に対する捉え方同様、実際上の不適当な取扱いをより多くカヴァーしてゆこうとする委員会の姿勢がみられよう。筆者は、これが即ち、CPTが「虐待」概念を別個に設定する目的であると結論づける。

42) Norway 1997, *op. cit.*

43) M. D. Evans and R. Morgan, *op. cit.*, 1998, pp. 216-217.

44) 但し、「苛烈な虐待」のみはこの定義に該当しない可能性をもっている。

４．CPTの想定する各概念の相互関係及び欧州人権裁判所の判例法への影響の検討

4-1 欧州拷問等防止条約における各用語の相互関係

本節ではCPTの拷問等概念へのアプローチを明らかにするため、CPTの適用する「拷問」・ID・「虐待」概念に対する筆者の評価を行う。評価の手法は、まず、CPTが適用するこれらの用語の関係を欧州人権裁判所の判例法が示す関係と比較し、その後、CPTの用語適用に関する先行研究と筆者の考察とを比較する方法を採ることとする。

比較１ 欧州人権裁判所が示す用語の関係とCPTが適用する用語の関係の比較

最初に、比較の対象となる欧州人権裁判所の判例法に基づく用語の区分を総括する。欧州人権裁判所はこれまで、「拷問」とは、すべてのIDの形態の中でも、特別に苛烈で残酷な苦痛によって引き起される、故意の「非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」にのみ認定されるものであると判示してきた⁴⁵⁾。即ち、「品位を傷つける取扱い」に関する多少の個別的な考察はあるが、欧州人権条約３条に規定する「拷問」及び「非人道的な取扱い又は刑罰」、「品位を傷つける取扱い又は刑罰」の用語の区分の根拠は、基本的に身体的又は心理的虐待行為の「苛烈さの強度」の差異に起因するものである。また、既述のとおり、欧州人権裁判所は「虐待」が３条規定中の用語の最下部に位置することを示唆している⁴⁶⁾。従って、欧州人権裁判所の判例法から導き出せる欧州人権条約３条規定中の各用語の関係は、表１のように整理し得る。

表１ 欧州人権条約３条が定める用語等の関係⁴⁷⁾

「拷問」>「非人道的な取扱い又は刑罰」>「品位を傷つける取扱い又は刑罰」>「虐待」

・基本的に身体的又は心理的虐待の苛烈さの強度の差異が各用語の区分の根拠となっている。

表１に比して、CPTが運用する同じ用語の相互関係はどのようなものであろうか。

45) Lord Lester of Herne. Hill & David Pannick, *Human Rights Law and Practice*, Butterworth, 1999, para. 4. 3. 6.

46) ECtHR, *Peers v. Greece*, op. cit, para. 67.

47) 欧州人権条約３条に規定のない「虐待」についても表に示している。そのため表１は「用語等」とした。表２以降の欧州拷問等防止条約１条についても同じとする。

欧州人権裁判所の判例法による区分と同様に、欧州拷問等防止条約1条に基づいてCPTが適用する各用語を、「状態の苛烈さ」のみを根拠として示すと、下表2のようなになる。

表2 欧州拷問等防止条約1条が定める用語等の関係①

虐待行為の「苛烈さ」の強度による区分
「拷問」(≥ 強度の差異はわずかであるか又は不明)「苛烈な虐待」 > 「非人道的な取扱い又は刑罰」 > (推定)「品位を傷つける取扱い又は刑罰」 > その他「許容し得ない」取扱い、「受容れ難い」取扱い等

・実際上要請される「苛烈な虐待」等の用語が入ることを除き、CPTの実行が示す欧州拷問等防止条約1条規定中の用語の序列は、基本的に欧州人権裁判所が示す欧州人権条約3条の用語の序列に一致する。

上表のとおり、「苛烈さ」の程度が大きいとみなされている順に、「拷問」、「苛烈な虐待」、「ID」となり、その他の「虐待」行為である「許容し得ない」取扱い又は「受容れ難い」取扱い等が続く。「ID」の内部概念としては、前項に示した通り、状態の「苛烈さ」の程度は、「非人道的取扱い」、「品位を傷つける取扱い」の順に高いと思われるが、これは完全には明らかではない。

このように序列化した根拠は、「拷問」及び「苛烈な虐待」が、直接的な身体的又は心理的虐待行為を表すために使用されていることに比して、「非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」が、間接的な身体的又は心理的虐待行為を表すために使用されていることにある。一般に、間接的な虐待行為が想起する「苛烈さ」の程度は、直接的な虐待行為のそれよりも低いと考えられる。又、「許容し得ない」取扱い又は「受容れ難い」取扱い等は、CPTによって2者が序列化されていると言い得る程度の実行がないと判断したため併記した。欧州人権裁判所とは異なり、CPTの適用する「虐待」という用語が示す内容は非常に広範で曖昧なため、「虐待」について状態の苛烈さのみを根拠とした位置付けを行うことは難しいであろう。そして、「苛烈な虐待」、「許容し得ない」取扱い及び「受け容れ難い」取扱い等は、非司法的機関であるCPTが生み出した独自の用語及び概念であると考えられる。

CPTが適用するこのような用語の序列関係は、欧州人権裁判所の判例法に基づく欧州人権条約3条が定める「拷問」、「非人道的な取扱い又は刑罰」、「品位を傷つける取扱い又は刑

罰」の強弱の関係にはほぼ一致する。即ち、虐待行為の「苛烈さ」の程度からみた場合、CPTが適用する用語の序列も、CPTの実行上要請される用語である「苛烈な虐待」等が入ることを除き、基本的に欧州人権裁判所の判断と同じものである。

比較２ CPTの用語適用に関する先行研究と本稿の見解の比較

これまでに考察してきたように、CPTによる「拷問」やID等の認定には、「虐待行為の苛烈さ」による区分に収まりきらない部分がある。そこで、最初にMorgan及びEvansらの先行研究を整理し、次に、これと本稿における考察とを比較検討しながら、表３以降で、虐待行為の「性質」に着目したCPTの適用する用語の関係を示してみる。

虐待行為をその性質によって区分した場合、委員会の実行には顕著な特徴が現れる。Morgan及びEvansが述べるCPTの用語適用の関係を整理すると、下表３のようになる⁴⁸⁾。

表３ 欧州拷問等防止条約１条が定める用語等の関係② (Morgan & Evans)

虐待行為の性質による区分
・警察による身体的虐待行為 「拷問」＞「苛烈な虐待」又は「虐待」 ・「受刑者集団の拘禁環境に関する虐待行為」(environmental ill-treatment) 「非人道的な又は品位を傷つける」取扱い又は刑罰 ＞「非人道的な」取扱い又は刑罰、又は「品位を傷つける」取扱い又は刑罰 ＝「許容し得ない」取扱い、「受容れ難い」取扱い

・Morgan及びEvansは、IDの個人に対する合目的的な要素は欠如しているか明確でないと述べている。

Morgan及びEvansによる区分の主な特徴は３点ある。最大の特徴である１点目は、彼らが虐待行為の性質を、ほぼ「警察による身体的虐待行為」と「受刑者集団の拘禁環境に関する虐待行為」とに区分しており、「拷問」は前者に関連付けて、IDは後者に関連付けて説明していることである。CPTによる特徴的な認定は、主に警察と刑務所という対象の差異に

48) R. Morgan and M. D. Evans, *op. cit.*, 2001, p. 66, M. D. Evans and R. Morgan, *op. cit.*, 1998, p. 254.

基づいてなされていると考える点が特徴的である。

2点目は、Morgan及びEvansは、ID概念の内部の序列について、「拷問及び非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」を、「品位を傷つける」取扱い又は刑罰や「非人道的な」取扱い又は刑罰の上部に位置するものと考えており、前者に満たない程度の虐待行為は、その性質に則って後2者として認定される傾向があると考えていることである。

3点目の特徴は、彼らが、IDには特定の個人に対する合目的な要素が欠如しているか又は「隠蔽」されていると考えていることにある⁴⁹⁾。またMorgan及びEvansは、「許容し得ない取扱い」や「受入れ難い取扱い」がIDの下部に位置すると述べており、前2者が拘禁環境に関する虐待行為の範疇にあることを明示した。

次に、本稿で行ってきた考察を下表4に整理し、先行研究と比較する。

表4 欧州拷問等防止条約1条が定める用語等の関係③ (里見)

虐待行為の性質による区分	
• 直接的な身体的虐待行為 「拷問」≥ (強度の差異はわずかであるか又は不明)「苛烈な虐待」>「虐待」 (認定対象：個人) • 直接的な心理的虐待行為 「心理的拷問」>「心理的虐待」 (認定対象：個人) • 間接的な身体的又は心理的虐待行為 「非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」 (「非人道的な取扱い又は刑罰」>(推定)「品位を傷つける取扱い又は刑罰」) >「許容し得ない」取扱い、「受入れ難い」取扱い等 (認定対象：状況)	

• CPTは虐待行為を性質別に区分して各用語を適用する傾向が欧州人権裁判所よりも強い。

個別報告書から分かるとおり、CPTは直接的な身体的虐待行為に対してIDを認定してい

49) M. D. Evans and R. Morgan, *op. cit.*, 1998, p. 254.

ない。直接的な身体的虐待行為については、CPTは「拷問」又は「拷問」に近いがそれに達しない程度にあると予測される「苛烈な虐待」、さらに強度の弱い「虐待」の3通りで表現している。しかし、「拷問」の認定対象は直接的な身体的虐待行為のみに限定される訳ではなく、CPTは心理的な虐待行為に関しては、「心理的拷問」又は「心理的虐待」という用語を別に適用している⁵⁰⁾。

さらに、「非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」は、特に、拘禁環境に関する諸種の欠乏状態又は権利の侵害という領域に関して認定されており、「拷問」とは明らかに区別されている。そして、被自由剥奪者の拘禁環境に関する虐待行為であって、全体としてIDと認定するには不十分であると委員会が判断した行為は、「許容し得ない」取扱い又は「受容れ難い」取扱い等と表現される傾向にある。これらの各用語の序列の根拠については表2と同様である。この点につき先行研究の見解と異なるところはない。

一点付け加えると、Casseseは、「拷問」は個人に対して認められるものであり、IDは状況に対して認められるものであると整理する⁵¹⁾。本稿においても既に指摘した通り、特定の被自由剥奪者に対する直接的な虐待行為を指す「拷問」と、多数の被自由剥奪者の拘禁環境に関わる間接的な虐待行為を指すIDの性質を考えると、そのような区分もなし得ると考える。即ち、CPTの想定する「拷問」及びID概念は、「認定の対象」という観点から整理することもできる。従って、表4には認定対象の差異についても付記した。

以上のことから、先行研究と筆者の区分の方法、見解には幾つかの相違点があることが分かる。Morgan及びEvansが採用する1点目の区分については、刑務所における「拷問」認定事例が存在し、警察留置場における被抑留者に対するID認定や、精神療養施設の収容に対するID認定事例等が複数存在することから、その妥当性は疑わざるを得ない。又、Morgan及びEvansは心理的な虐待行為に対して認定される「心理的拷問」の存在を重視していないようである。

2点目のIDの内部概念の序列に関しては、明確な結論は出ないが、「非人道的な取扱い又は刑罰」と認定された事例が、「非人道的」な又は「品位を傷つける」取扱いよりも状態の苛烈さにおいて上回ると断定出来る程度の具体性が、CPTの個別報告書の記述に見出せるかということは疑問である。

3点目の、IDの特定の個人に対する合目的性の有無に関しては、これが明確な場合とそ

50) 「心理的拷問」については拙稿「欧州拷問等防止条約における拷問等概念の展開(2)」、「国際公共政策研究」第9巻第1号、2004年、129頁を参照。

51) A. Cassese, *Inhuman States: Imprisonment, Detention and Torture in Europe Today*, Cambridge: Polity Press, 1996, p. 48.

うでない場合があると考えられる⁵²⁾。他に、Morgan及びEvansは、「苛烈な虐待」と「虐待」、又、IDと「許容し得ない」取扱い及び「受容れ難い」取扱いとの概念上の差異を明らかにしていないことが挙げられる⁵³⁾。以上のような点で、Morgan及びEvansと筆者のアプローチは異なっている。

最後に、Morgan及びEvans、及び筆者の考察に共通して見出せる結論を整理したい。第1に、CPTが各用語を適用する際の基準は、基本的には欧州人権裁判所の判例法と同じものであることが挙げられる。しかしながら、第2に、CPTのアプローチには2つの特徴がある。1つは、CPTのアプローチは欧州人権裁判所よりも虐待行為の性質に着目し、より細やかな判断を行う傾向があるといえることである。つまり、CPTの判断は欧州人権裁判所の判断に比して、用語に対する性格付けをより重視している。そしてもう1つは、CPTは実際上の虐待行為を広範にカバーするために、欧州拷問等防止条約1条規定中の用語認定に関連する表現を曖昧に留めておくという手法を採用していることが挙げられる。これらの2点が即ち、CPTの実行の特徴であると結論づける。

4-2 欧州人権裁判所の判例法におけるCPTの基準の影響の検討

前節では、CPTが「拷問」及び「非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」という用語を対象の性格付けにより区分して使用する手法を採用しており、このようなアプローチは欧州人権条約のそれとは多少異なるものであることが分かった。これまでみてきた通り、欧州人権裁判所の判断基準がCPTの判断を導いていることは確かであるが、それでは逆に、CPTが創出した上述の基準は、欧州人権裁判所の判決にも実質的な影響を与えているのだろうか。

Morgan及びEvansは、CPTの下す判断は、欧州人権裁判所への申立てに関連する事項のみならず、時には欧州人権条約3条の適用に直接影響を与え得るものであると述べている⁵⁴⁾。本節ではこの疑問点について、欧州人権条約3条違反の審査の過程でCPTの実行に言及している例を適宜参照しながら検証する⁵⁵⁾。

*Kuznetsov v. Ukraine*⁵⁶⁾, *Portoratskiy v. Ukraine*⁵⁷⁾, *Aerts v. Belgium*⁵⁸⁾, *Ocalan v.*

52) 拙稿(2)、2004年、312頁を参照。

53) R. Morgan and M. D. Evans, *op. cit.*, 2001, p. 66.

54) *Ibid.*, 2001, p. 59.

55) CPTの活動に言及している欧州人権裁判所の判例は、2003年11月21日現在で33例ある。このうち、事実認定の項においてのみCPTの実行を参照している23例については、本家でCPTの実行がどの程度参照されているのか明確でない。

56) 死刑囚である申立人は、自身の拘禁過程における、狭くて暗く、寒く、湿気の多い監房への独房監禁、衛生設備へのアクセスの不備、戸外活動の不足、外部交通の制限等について欧州人権条約3条違反を申立てた。欧州人権裁判

*Turkey*⁵⁹⁾の４例から窺えるように、CPTの実行は欧州人権裁判所の３条違反認定の審査の過程に明白な影響を与えている。欧州人権裁判所の審査の過程では、例えば*Kuznetsov*事件のように、CPTが訪問の過程において遭遇した事実関係や「CPT基準」等が参照されることがある⁶⁰⁾。*Ocalan v. Turkey*及び*Aerts v. Belgium*においては、CPTの示した証拠が欧州人権条約３条の違反認定を決定づけるものとなった。即ち、これらの判例から、欧州人権裁判所がCPTの実行を信頼性の高い証拠として認めていることが明らかである。つまり、被自由剥奪者の拘禁環境に関する独自の詳細な基準である「CPT基準」及び、その他CPTが個別報告書に記した事実関係に関する証拠は、欧州人権裁判所の判断を導いているといえる。

しかしながら、CPTが構築してきた、直接的な身体的虐待行為については「非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」という用語を使用しておらず、又、被自由剥奪者の拘禁環境に関する不充足状態につき「拷問」等の用語を使用していない、といった特徴ある判断が、欧州人権裁判所の判例法にどのような実質的な影響を及ぼしているかということに関しては、本裁判所の審査の過程及び判決の内容にはあまり明確に現れていないように思われる。つまり、現在のところ、CPTが独自に行う用語の適用の区分は、欧州人権裁判所の判決に明らかに影響を及ぼしているとはいえない。

CPTの実行が欧州人権裁判所の判例法に与える影響を確定するためには、本節の考察の他にも、CPT発足前の欧州人権裁判所における３条違反に関連する判例のすべてを分析した上で、これと、本稿が分析を行ったCPTの実行蓄積の軌跡及び欧州人権裁判所の判断内容の変遷とを擦り合わせて比較検討してゆくことが必要となる。この点については今後の課

所は、CPTの報告書を関連する実行として挙げて、本件に類似するウクライナ国内の死刑囚の取扱いに対してCPTが下した判断と同様に、本件における被自由剥奪者の拘禁状況が、３条の「品位を傷つける取扱い」にあたると判示した。ECtHR, *Kuznetsov v. Ukraine*, Judgment of 29 April 2003, No. 39042/97, 2003, para. 125.

57) 死刑囚である申立人は、戸外活動の制限、テレビ視聴及び新聞購読の禁止、食料品等の差入れの禁止、面会の制限等の取扱い及び、自身が規約人権委員会へ申立てを行い得なかったことに関して欧州人権条約３条違反を申立てた。欧州人権裁判所は関連する実行としてCPTの個別報告書をあげ、上記*Kuznetsov v. Ukraine*事件のpara. 125と同旨の理由によって、裁判所の解釈がCPTの実行に沿うものであるとした。ECtHR, *Portoratskiy v. Ukraine*, Judgement of 29 April 2003, No. 38812/97, 2003, paras. 109-117.

58) *Aerts v. Belgium*において、欧州人権裁判所は申立人の被自由剥奪者としての地位及び抑留の状況に関する多くの事項についてCPTの実行及び所見を参照し、これをみとめた。ベルギーもCPTの報告書の内容を参照しながらこれと争った。しかし結果的に、問題となった措置が申立人に影響を与えた事実が明らかでないとして欧州人権条約３条違反は認めなかった。ECtHR, *Aerts v. Belgium*, Judgment of 30 July 1998, No. 61/1997/845/1051, 1998, paras. 61-67.

59) 申立人は自身が逮捕時及びケニアからトルコへの移送時に受けた措置が非人道的なまたは品位を傷つける行為であったと申立てた。これに対し締約国は、CPTが当該申立人と面会した訪問時においてID認定を行っていないこと等をあげて反論した。欧州人権裁判所はCPTの報告書を参照してこの事実を確認し、また、被自由剥奪者本人とCPTの面会時に、当該被自由剥奪者が虐待を受けていないと述べた記録をあげ、当該事件における３条違反を不認定とした。ECtHR, *Ocalan v. Turkey*, Judgment of 12 March 2003, No. 46221/99, 2003, paras. 216 and 226-233.

60) ECtHR, *Kuznetsov v. Ukraine*, op. cit., para. 125.

題としたい。

しかし、*Amuur v. France*⁶¹⁾のように、CPTの採用するアプローチが欧州人権裁判所の条約解釈の新たな展開を促した例がこれまでに存在することから、将来的には、CPTが適用する独自の概念が欧州人権裁判所の判例法に大きな影響を及ぼす可能性は十分にあるであろうと考える⁶²⁾。

5. 結びにかえて

CPTが各用語を適用した理由を説明することはまれであるため、CPTによる用語の使用に関する多くの考察は確定的に示し得るものではない。しかしながら、CPTの実行の軌跡である個別の訪問報告書及び各公表文書の記述を分析するという手法によって、委員会の判断にはある程度明確な一貫性があることが判明した。

既に述べた通り、欧州拷問等防止条約の目的の根幹は欧州人権裁判所の実行を補完することであり、欧州人権条約3条に基づく実務における効果的な補完をその主要な使命とする。言い換えると、CPTの実行は法的拘束力をもたないが、欧州人権条約の司法的コントロールを非司法的な予防的性格をもつメカニズムによって実践的に補強する。これが欧州拷問等防止委員会即ちCPTの任務である。つまり、CPTの実行の位置付けとは、欧州人権条約3条の理解を促進し、3条の範囲を発展させることにあるともいえる。

CPTの実行がもたらした実際上の効果について述べておくと、特に、委員会の訪問団の調査の綿密性及び機動性は、欧州人権裁判所の判断を裏付ける、事実の確定という点で一定の成果を挙げているようである。即ち、CPTの実行にはまず、この面において有用性があるといえる。

さらに、欧州審議会を離れて国際社会の観点からCPTの活動をみても、2002年7月24日に国連経済社会理事会において、CPTの拘禁施設訪問制度を全般的に採用した拷問等禁止条約の選択議定書案が採択された⁶³⁾。選択議定書案の条文は欧州拷問等防止条約の規定内容をほぼ踏襲しており、その起草過程においてCPTの助言が数多く参照されてきた⁶⁴⁾。

諸国家の利害紛糾の結果、国連では結実せず、地域機関である欧州審議会で実現した経緯をもつ拘禁施設訪問制度の構想が、今再び国連に投げ返され、世界的なレベルで実現しよう

61) *Amuur v. France*, op. cit., paras. 37-49.

62) 拙稿(1)、2004年、125頁を参照。

63) UN, Optional Protocol to the Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment, (A/RES/57/199). 国連総会第57会期で採択。2005年5月現在未発効。

64) UN, E/CN.4/2002/23-E/CN.4/2002/200参照。

としているのである。このような事実は、欧州拷問等防止条約の履行が満足な成果を挙げつつ確保されてきたことへの国際社会の承認のひとつであるとみなし得よう。即ち、CPTの実行は、他の国際機関の実行にも影響を及ぼしているといえる。

CPTと欧州人権裁判所の関係に戻ると、本稿では特にCPTの実行の特徴を明らかにするために、CPTの実行から抽出された判断の集積と欧州人権裁判所の判例法とを比較する手法をとった。しかし、CPTの使命を考えると、今後、CPTの判断と欧州人権裁判所の判例法はより融合する方向に向かってゆくことは確かである。CPTのきめ細かな用語の判断が、欧州人権裁判所の判断に先行する一面をもつものであると仮定すると、欧州人権裁判所が今後、特にID概念をCPTのように性格付けて判断する傾向はより高まってゆくであろうと考える。

CPTの判断の強みは、被自由剥奪者が所在する拘禁施設を直接訪問し、現場の様々な状況を実際に見て審査することにある。そしてその判断は、欧州人権裁判所や、さらにその他の条約機関と比較しても決して保守的ではなく、ある領域において先取的であるともいえる⁶⁵⁾。CPTが発足してから既に15年が経過したが、この間に、CPTの判断が欧州人権裁判所の3条に関する判例法の理解及び発展を促し、欧州人権裁判所の判例法がCPTの活動の新たな指針となるという相互発展的な体制が確立されてきた観がある。そして、このような相互関係は、これまでの実行をみる限りにおいては成功を収めているように思われる⁶⁶⁾。

CPTによる用語の適用基準には未だ曖昧な部分が多いが、CPTが拷問行為の「予防」という観点に基づいて、特徴的なアプローチを採用してきていることが分かった。そして、このような特徴をもって拷問行為に関する概念を整理し、新たに展開していると考えられる委員会のアプローチは、国際法における拷問行為の禁止に関する解釈判断及び基準に新たな示唆を与え得るものである。委員会の実行の集積に伴い、拷問等概念の捉え方にはさらなる発展が望めよう。これらの点について、CPTの今後の実行を見守ることにしたい。（完）

65) See, M. D. Evans and R. Morgan, *op. cit.*, 1998, p. 256.

66) 例えば、*Mckerr v. U.K.*において、欧州人権裁判所は、本裁判所がCPTの実行を信頼し、CPTの有用性に期待していることを示している。See, ECtHR, *Mckerr v. U.K.*, Judgment of 4 May 2001, No. 28893/95, 2001, para. 128.

* [前号本稿(2)訂正] 前稿314頁7行目文末につき以下の註を挿入する。See, M. D. Evans and R. Morgan, *op. cit.*, 1998, p. 246.